

第4回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月29日(木)午後2時00分から午後2時30分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(24名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第2号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について
- 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について

協議

- 第1号 幕別町に対する意見の提出について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	岩岡 夢貴
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	菅原美栄子
農地振興係主事	石塚 瑤人

6 会議の概要

議長

幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第3回農業委員会総会を開催いたします。

次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。

議事録署名委員に6番 中村委員、8番 高野委員を指名いたします。
よろしく願いいたします。

次に諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局長

諸般の報告は、特にございません。

議長

次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第1号の説明をいたします。

事務局

報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、
ほか計4法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。 事務局から報告第2号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」、農地法第5条第1項第6号の規定による届出を受理したので報告いたします。 案件は、議案書1ページに記載しているとおりでございます。申請事由は、宅地造成のためでございます。なお、令和2年10月26日受理相当と認められましたので、通知書を交付しております。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番について説明を申し上げました。 質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局から、報告第3号1番、2番について説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。 案件は、議案書2ページの8月28日第2回総会で審議された2件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、9月28日付けで許可をしております。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。 質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については、報告のとおり承認されました。</p>

議長	<p>次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から、報告第4号1番から4番について説明を申し上げます。</p>
事務局	<p>報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。</p> <p>案件は議案書3ページから4ページの、今月21日及び22日に町公社が利用調整を行った4件であります。内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番から4番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番から4番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。</p> <p>【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第1号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第1号1番から4番は原案のとおり可決されました。</p>

議長 次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第2号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます

【議案第2号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

1番は借り換えのため、2番は売買のため、3番は期間満了のため、4番は宅地造成のため解約するものです。

以上の4件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第3号1番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番 1 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 3 号 1 番から 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 3 号 1 番から 8 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 3 号 9 番、10 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 9 番、10 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 5 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4 番 4 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 3 号 9 番、10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 3 号 9 番、10 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 3 号 11 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。この案件は、今年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号11番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、今年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号13番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号13番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、平成30年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号13番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について」を議題といたします。

なお、議案第4号1番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(16番 多田委員退席)

議長 それでは、議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について」、公益財団法人幕別町農業振興公社より諮問があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、平成27年11月に町公社が利用調整を行い、5年間の契約を結んだもので、終期を迎えるため再設定を行うものでございます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、農用地利用配分計画として適当であるとする
ことに、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は、原案のとおり可決されま
した。

(16番 多田委員着席)

議長 次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。

議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の
規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3
条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、今月21日に森委員、黒田委員、事務局と
で現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、
詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたしま
す。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今月21日に森委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、親から子への所有権の移転による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細に

つきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。
議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月21日に森委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、協議第1号「幕別町に対する意見の提出について」を議題といたします。

事務局長	<p>協議第1号について事務局から説明をいたします。</p> <p>協議第1号「幕別町に対する意見の提出について」、次のとおり決定したいので、協議を求めるものであります。</p> <p>本件は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、幕別町に対する意見の提出を行うに当たり、意見書の内容等の協議、検討を行うことを、農業委員会規則第11条の規定により、農政部に付託することにつきまして、ご協議をお願いするものであります。</p> <p>検討する内容につきましては、中段の2番にあります、括弧1から括弧7までの7項目を予定しております。</p> <p>なお、来月24日に開催を予定しております農政部会にて当該意見書をご協議いただいた後、11月の第5回農業委員会総会において、ご審議、ご決定をいただきましたら、12月上旬、幕別町に対しまして、意見書を提出いたしたいと考えております。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご協議賜りますようお願いいたします。</p>
議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしとします。</p> <p>よって、協議第1号は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案は以上であります。</p> <p>これをもちまして、第4回農業委員会総会を閉会します。</p>
事務局	<p>ご起立願います。ご苦勞様でした。</p>